











**第二十一条第一項第一号の次に次の二号を加える。**

債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

**第十一條第一項に次の二号を加える**

く」のいすれかに掲げる言動をすることを告げること。

**第二十一条第二項中「の各号」を削る。**

第二十二条から第二十二条まで、第四十二条を  
第十二条の七、第十六条の二、第十六条の

第二十二条まで、第二十四条の六の十」に、「第

項を除く。)の」に改め、同条第二項中「第十七

第十八条、第二十条から第二十二条まで、  
第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、

第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の

「十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十一条(第六項を除く。)」に改め、同項後段を次

の ように改める。

一項から第四項までの規定中「内閣總理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知

事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契

約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するも

の」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該債権」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条の四第一項及び第四十二条」を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第十九条の四第一項及び第三十四条の六の十一に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条の四第一項及び第四十二条」を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第二十四条の六の十」に改め、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条

において同じ。)を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証等に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該保証等に係る求償権等に係る」。

第二十四条の四第一項中「第十七条、第十八

条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)」に改め、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条」を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二回の六の一第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」で該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者)にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ)を有するもの」と、同条第二項中

中その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限り受託弁済に係る求償権等に係る」の当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同条第三項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」と、同条第四項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)」の当該受託弁済に係る求償権等に係る求償の読み替えは、政令で定める。

第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二及び第二十一条の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下この条において「受託弁済に係る求償権等」という。)を取得した場合(保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。)における当該弁済をした者について、第二十四条の四第一項の規定は保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等(保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。)を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び前条第一項の規定は受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的の読み替えは、政令で定める。

第二十四条の六の次に次の一節を加える。

(開始等の届出)  
第三節  
監督

閑總理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業貸金業の業務に関する広告

若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。第二十四条の六の六第一項第二号において同じ。)を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第六条第一項第十四号に該当するに至つたことを知つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務改善命令)

第二十四条の六の三 内閣總理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に關し、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、當該貸金業者に対し、その必要の限度において、業務の方針の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

### 第三節 監督

第二十四条の六の二 貸金業者は、次の各号の  
いずれかに該当するときは、内閣府令で定め  
るところにより、その旨をその登録をした内

場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者(第二十四条第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

口 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

五 第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。

六 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者(第二十四条の二第三項に規定する取立て制限者をいう。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

口 当該受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者(第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

九 貸金業者からその貸付けに係る契約に基づく債権の債権譲渡等を受けた者が、当該登録を受けた貸金業者の役員(業務を執行する者)であることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

七 第二十四条の三第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託したとき。

八 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者(第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

十 保証等に係る求償権等を取得した保証業者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該保証業者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないよう当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

十一 受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が当該受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

一二 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続ぎ貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十二条の五の規定に違反したとき。

六 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合について準用する。

(所在不明者等の登録の取消し)

二 第二十四条の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できない場合において、内閣府令で定めることにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

2 錄を受けた貸金業者の役員(業務を執行する者)であることを証明できなかつたとき。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受け

社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ぜることができる。

（登録の取消し）

貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該債権譲渡等を受けた者が、当該債権の取立てをするに当たり、また取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、この

ような行為を行わないよう当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

これらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ぜることができる。



二 認可を受けようとする協会の役員のうち に第六条第一項第一号から第六号までのい ずれかに該当する者があるとき。	三 認可申請書又はその添付書類のうちに虚 偽の記載があるとき。 (認可の取消し)
第二十九条 内閣総理大臣は、協会がその設立 の認可を受けた時点において前条第二項各号 のいずれかに該当していたことが判明したと きは、その認可を取り消すことができる。 (營利追求の禁止)	第三十条 協会は、營利の目的をもつて業務を 行つてはならない。

第三十一条 協会の定款には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (定款)	第三十二条 協会の住所は、その主たる事務所 の所在地にあるものとする。 (会員の住所)
第三十三条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十三条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。
第三十四条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十四条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。
第三十五条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十五条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。
第三十六条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十六条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。

第三十七条 协会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十七条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。
第三十八条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十八条 協会の役員は、その定款において、 協会員が當む貸金業の業務に対する資金 需要者等(債務者等)であつた者を含む。かかる 苦情の解決に関する事項。
第三十九条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第三十九条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)
第四十条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)

第四十一条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十一条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)
第四十二条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十二条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)
第四十三条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十三条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)
第四十四条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十四条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)
第四十五条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)	第四十五条 協会の役員には、次に掲げる事項 を記載しなければならない。 (役員)

分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(仮理事又は仮監事)

第四十一条 内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(秘密保持義務)

第四十二条 協会の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四十三条の二 協会の役員若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四節 監督

(定款等の変更命令)

第四十四条の三 内閣総理大臣は、協会の定款等又は業務の運営若しくは財産の状況に関する資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適切であると認めるときは、その必要な限度において、当該協会に対し、定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

(法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等)

第四十五条 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等(以下この条において「法令等」という。)に違反した場合又は協会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に對し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款等により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠った場合において、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適切であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一

部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第四十五条の五 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めることは、協会に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入りら

せ、当該協会の業務若しくは財産の状況に関するとき、協会に対し、その業務若しくは財産に関する苦情について解決の申出

があったときは、その相談に応じ、申出人にして質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、協会から業務の委託を受けた者に對し、当該協会の業務若しくは財産に關するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入りらせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

2 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保

護を図るために必要があると認めるときは、協会から業務の委託を受けた者に對し、当該協会の業務若しくは財産に關するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入りらせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

3 前二項の規定により立入検査をする職員

は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣への提出書類)

第四十六条 協会は、事業年度ごとに、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度経過後二ヶ月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(協会による啓発活動等)

第四十七条 協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、資金需

要者等の利益の保護の促進に努めなければならない。

(協会の登記)

第四十八条 協会は、政令で定めるところ

により、登記しなければならない。

二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の収支予算書

第五節 雜則

(苦情への対応)

第四十五条の七 協会は、資金需要者等(債務者等であつた者を含む)から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならぬ。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め又被を拒んではならない。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がないのに、これに拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知しなければならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事に対する協力)

第四十五条の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るために内閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができ

る。

4 協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(認可等の公示)

第四十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨(第一号に掲げる場合にあつてはその旨及び認可を受けた協会の定款等、第三号に掲げる場合にあつてはその旨及び変更後の定款又は業務規程、第四号に掲げる場合にあつてはその旨及び届出があつた事項)を官報で公示しなければならない。

一 第二十六条第二項の認可をしたとき。

二 第二十九条の規定により認可を取り消したとき。

三 第三十三条第一項の認可をしたとき。

四 第三十三条第二項の届出があつたとき。

五 第四十五条の三の規定により定款等の変更その他の監督上必要な措置をとることを命じたとき。

い事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(協会の解散)

第四十五条の十一 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 協会の設立の認可の取消し

2 協会の解散に関する総会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会が第一項第一号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞な旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(認可等の公示)

第四十五条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨(第一号に掲げる場合にあつてはその旨及び認可を受けた協会の定款等、第三号に掲げる場合にあつてはその旨及び変更後の定款又は業務規程、第四号に掲げる場合にあつてはその旨及び届出があつた事項)を官報で公示しなければならない。

一 第二十六条第二項の認可をしたとき。

二 第二十九条の規定により認可を取り消したとき。

三 第三十三条第一項の認可をしたとき。

四 第三十三条第二項の届出があつたとき。

五 第四十五条の三の規定により定款等の変更その他の監督上必要な措置をとることを命じたとき。

六 第四十二条の四の規定により認可を取り消し、業務の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命じたとき。

七 前条第二項の認可をしたとき。

八 前条第三項の届出があつたとき。

九 前条第四項の通知を受けたとき。

第四章 雜則

第四十二条を次のよう改める。

第四十二条 貸金業を営む者が業として行う

2 錢を目的とする消費貸借の契約(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法)によつて金銭を交付する契約を含む)において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む)については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り

に関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第六章の章名及び第四十二条の二を削る。  
第四十三条第一項中「利息制限法(昭和二十  
九年法律第百号)第三条の規定により利息とみ  
なされるものを含む。」を削り、「同法を「利息  
制限法に改め、同項第一号中「又は同条第二項  
から第四項まで(二を若しくは第十六条の二第  
一項並びに第十七条第三項及び第四項)(これら  
の規定を)に、「第十七条第二項から第四項ま  
で」を「第十六条の二第一項並びに第十七条第三  
項及び第四項」に、「貸付けの契約に基づく支  
払」を「貸付けに係る契約」極度方式貸付けに係  
る契約を除く。」若しくは当該貸付けに係る契約  
に係る保証契約に基づく支払又は第十七条第一  
項及び第二項(これらの規定を)第二十四条第二

連合会」を、「貸金業協会その他の関係者」に改める。

第四十四条の三第二項中「第三十六条」を「第二十四条の六の四」に、「第三十七条第一項を同条第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に、「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第二十六条第二項の認可をしようとするときは、第二十八条第二項第二号に該当する事由(第六条第一項第六号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

第四十四条の四中、「貸金業者の下に「又は第二十六条第二項の認可を受けようとする貸金業協会の役員」を、「当該貸金業者」の下に「又は同項の認可を受けようとする者」を加える。

項、第二十四項の第一項、第二十四項の三第二項、第二十四項の四第二項及び第二十四項の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項及び第二項に規定するすべての書面を交付している場合若しくは第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項まで(これらの規定を除く)第十四条第二項、第十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する極度方式貸付けに係る契約若しくは当該契約に係る保証契約に基づく支払に改め、同条第二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の六」の四第一項に改める。

第四十四条中「第三十七条第一項」を「第二十四条の二第二項中「又は協会若しくは

第四十八条第二号の二及び第三号を次のよう  
に改める。  
二の二 第十五条第二項の規定に違反して第  
四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの  
以外のものを表示し、又は記録した者  
三 第十六条第一項の規定に違反して著しく  
事実に相違する表示若しくは説明をし、又  
は人を誤認させるような表示若しくは説明  
をした者  
第四十八条第三号の次に次の二号を加える。  
三の二 第十六条の二第一項(第二十四条第  
二項、第二十四条の二第二項、第二十四条  
の三第二項、第二十四条の四第二項及び第  
二十四条の五第二項において準用する場合  
を含む。以下この号において同じ。)の規定  
に違反して書面を交付せず、又は第十六条  
の二第一項に規定する事項を記載しない書

第四十四条の五第一項中「第四十二条第三項及び第四項」を「第二十四条の六の十第五項及び第六項」に改め、「場合に」の下に「ついて」を加える。

第四十七条の二中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十七条の三第三号中「及び第二十四条の五第二項」を「第二十四条の五第二項及び」に改め、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

四 第四十一条の四の規定による命令(役員の解任の命令を除く。)に違反した者

第四十八条第一号中「第十三条の三」を「第十一条の五」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げた者

一の三 第十二条の七(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第三項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

合を含む。)の規定に違反した者  
第四十八条第五号を次のように改める。  
五 第二十条第四項(第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条の二第二項、第二十七条第二項、第二十八条の三第二項、第二十九条の二第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項)において準用する場合を含む。  
以下この号において同じ。)の規定に違反して書面を交付せず、又は第二十条第四項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者  
第四十八条第五号の二中「第二十条の二(の下に「第一号に係る部分に限り」を加え、「及び第二十四条の五第二項(の)を「第二十四条の五第二項及び」に改め、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」)を削り、同号の次に次の一号を加える。  
五の三 第二十条の二(第二号に係る部分に

面若しくは虚偽の記載した書面を交付し  
た者  
三の三 第十六条の三第一項(第二十四条第  
二項、第二十四条の二第二項、第二十四条  
の第三第二項、第二十四条の四第二項及び第  
二十四条の五第二項において準用する場合  
を含む。以下この号において同じ。)の規定  
に違反して書面を交付せず、又は第十六条  
の第三第一項に規定する事項を記載しない書  
面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し  
た者  
第四十八条第四号中「第十七条」の下に「第六  
項及び第七項を除く。」を、「又はこれらの規  
定」の下に「第二十四条第二項、第二十四条の  
二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条  
の四第二項及び第二十四条の五第二項において  
準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次  
の一号を加える。  
四の二 第二十条第一項から第三項まで(第  
二十四条第二項、第二十四条の二第二項、  
第二十四条の三第二項、第二十四条の四第  
二項、第二十四条の五第二項及び第二十四  
条の六においてこれらの規定を準用する場

八の二 第二十四条の六の三の規定による命令に違反した者	八の三 第二十四条の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者	八の四 第二十四条の六の十第一項又は第二項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項)、第二十四条の二第二項(第二十四条第三項及び第二十四条の二第二項)、第二十四条の三第二項及び第二十四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
八の二 第二十四条の六の三の規定による命令に違反した者	八の三 第二十四条の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者	八の四 第二十四条の六の十第一項又は第二項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項)、第二十四条の二第二項(第二十四条第三項及び第二十四条の二第二項)、第二十四条の三第二項及び第二十四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八の五 第二十四条の六の十第三項又は第四項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第一項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	八の六 第二十四条の六の十一第三項又は第四項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第一項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者	八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若	九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若
第48条第九号を次のように改める。	第48条第九号を次のように改める。

第一類第五号 財務金融委員会議録第六号 平成十八年十一月十四日	第一類第五号 財務金融委員会議録第六号 平成十八年十一月十四日
第48条第九号を次のように改める。	第48条第九号を次のように改める。

「第二章 貸金業者	
第一節 登録(第三条—第十二条)	第二節 業務(第十二条の二—第二十四条の六)
第二節 監督(第二十四条の六の二—第二十四条の六の十一)	第三節 設立及び業務(第二十五条—第三十六条)
第三節 協会員(第三十七条・第三十八条)	第四節 管理(第三十九条—第四十一条の二)
第四節 雑則(第四十一条の三—第四十一条の六)	第五節 雑則(第四十一条の七—第四十一条の十二)
第六条第一項第十四号中「貸金業を遂行する	
<p>第一項中「促進する」の下に「ほか、指定信用情報機関の制度を設ける」を加え、「運営を確保し、もつて」を「運営の確保及び」に改める。</p> <p>第二条に次の四項を加える。</p> <p>13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。</p> <p>14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。)に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。</p> <p>15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。</p> <p>16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。</p>	
<p>ために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者」を「純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千万円を下回つてはならない。</p> <p>4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。</p> <p>第二十二条の三第一項中「次項及び第七項の規定に適合する」を削り、同条に次の二項を加える。</p> <p>11 貸金業者が、第二十四条の二十五第一項の登録を受けた者を貸金業務取扱主任者に選任し、又はその選任した貸金業務取扱主任者が同項の登録を受けた場合において、貸金業者が当該貸金業務取扱主任者に係る同条第四項の登録番号を当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出たとき</p>	
<p>第二章の次に次の二章を加える。</p> <p>第二章の二 貸金業務取扱主任者制度</p> <p>(資格試験)</p> <p>第二十二条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験(以下「資格試験」という。)を行わなければならぬ。</p> <p>1 第二章の二 貸金業務取扱主任者</p> <p>他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。</p> <p>2 前号の試験事務の実施に関する計画の適</p>	



2 内閣総理大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条の十九 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の八第五項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき、又は不正な手段により同条第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定を取り消さなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十四条の十第二項(第二十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の十三第二項又は第二十四条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第二十四条の十一第一項、第二十四条の十四、第二十四条の十五又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十四条の十三第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定等の条件)

第二十四条の二十 第二十四条の八第一項、第二十四条の十第一項、第二十四条の十三第一項の規定の適用については、同項中「国」

二 四十四条の十第一項、第二十四条の十三第一項、第二十四条の十四第一項又は第二十四条の十八第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(内閣総理大臣による試験事務の実施等)

第二十四条の二十一 内閣総理大臣は、資格試験の八第一項の規定による指定をしたとき

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき

2 内閣総理大臣は、天災

停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 指定試験機関が試験事務を行つた場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「指定試験機関」とする。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の二十四 指定試験機関が行つた試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を申請することができる。

(受験手数料)

第二十四条の二十二 資格試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 指定試験機関が試験事務を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「国」

とあるのは、「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定により指定試験機関に納付された受

用する場合を含む。)の受験手数料は、これを納付した者が資格試験を受けない場合においても、返還しない。

4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の受験手数料は、これを納付した者が資格試験を受けない場合においても、返還しない。

4 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の受験手数料は、これを納付した者が資格試験を受けない場合においても、返還しない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力が失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(登録の手続)

第二十四条の二十六 主任者登録を受けること

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けた者が主任者登録を受けようとするとき

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けた者が主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けた者が主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、主任者登録をしたとき

3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けた者が主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

の取消しの日から五年を経過しない者(当

該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法

人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む)であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

2 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

#### (登録の変更)

第二十四条の二十八 主任者登録を受けた者は、第二十四条の二十五第四項の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、主任者登録の変更を申請しなければならない。

#### (死亡等の届出)

第二十四条の二十九 主任者登録を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日第一号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

#### 一 死亡した場合 その相続人

二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなつた場合 その後見人又は保佐人

#### 三 第二十四条の二十七第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

#### (登録の取消し)

第二十四条の三十 内閣総理大臣は、主任者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、主任者登録を取り消すことができる。

#### 一 第二十四条の二十七第一項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により主任者登録を受けたとしたとき。

三 第二十四条の二十三第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により資格試験の合格の決定を取り消されたとき。

四 その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行つたとき。

#### (登録の抹消)

第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、主任者登録を抹消しなければならない。

#### 一 本人から主任者登録の抹消の申請があつたとき。

二 第二十四条の二十五第三項の期間の経過によつて、主任者登録が効力を失つたとき。

三 第二十四条の二十九の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないときたとき。

五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。

六 第二十四条の三十二 主任者登録は、申請により更新する。

七 第二十四条の三十二 主任者登録は、申請により更新する。

八 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者

九 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十一 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十二 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十三 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十四 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十五 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十六 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十七 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十八 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

十九 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

二十 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

二十一 第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

うこととしたときは、その業務規程において主任者登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、主任者登録 第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し、第二十四条の三十二の規定による主任者登録の抹消又は前条第一項の規定による主任者登録の更新をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十四条の三十六 資格試験に合格した者に対し主任者登録を受けるための講習を実施しようとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、登録申請書を提出しなければならない。  
(登録講習機関の登録の拒否)

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の四十六の規定により前条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 講習の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると認められない者  
(登録講習機関の登録の実施)

第二十四条の三十八 内閣総理大臣は、第二十四条の三十六第二項の規定により登録申請書を提出した者の行う講習が、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

科 目	講 師
一 貸金業に関する法令に関する科目	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
二 実務に関する科目	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 第二十四条の三十六第一項の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号  
二 登録講習機関の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(登録講習機関の登録の更新)

第二十四条の三十九 第二十四条の三十六第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十四条の三十六第二項及び前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第二十四条の四十 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十四条の三十八第一項の規定及び内閣府令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(登録講習機関の登録事項の変更の届出)

第二十四条の四十一 登録講習機関は、第二十四条の三十八第二項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第二十四条の四十二 登録講習機関は、講習事務に関する規程(次項において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

## (講習事務の休廃止)

第二十四条の四十三 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところによ

り、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の四十四 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これら書類が電磁的記録をもつて作成されている場合には、当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、その事業年度の末日の翌日から五年を経過する日までの間、その事務所に

は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

2 主任者登録を受けた者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、当該登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十四条の四十五 内閣総理大臣は、登録講習機関が第二十四条の四十の規定に違反して

いると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録講習機関の登録の取消し等)

第二十四条の四十六 内閣総理大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の三十七第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。  
二 第二十四条の四十一から第二十四条の四十三まで、第二十四条の四十四第一項又は次条の規定に違反したとき。  
三 正當な理由がないのに第二十四条の四十

四 第二項の規定による請求を拒んだとき。  
五 前条の規定による命令に違反したとき。  
六 不正の手段により第二十四条の三十六第一項の登録を受けたとき。  
(帳簿の備付け)

第二十四条の四十七 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(内閣総理大臣による講習事務の実施)

第二十四条の四十八 内閣総理大臣は、第二十条の三十六第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十四条の四十三の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の四十六の規定により同項の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるとときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 内閣総理大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の講習事務の実施に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

3 第一項の規定により内閣総理大臣が行う講

習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の四十九 内閣総理大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その要の限度において、登録講習機関に対し、その講習事務の状況に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、登録講習機関の事務所に立ち入りらせ、当該講習事務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(登録等の公示)

第二十四条の五十 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報で公示しなければならない。

一 第二十四条の三十六第一項の登録をしたとき。  
二 第二十四条の四十一の規定による届出があつたとき。  
三 第二十四条の四十三の規定による届出があつたとき。  
四 第二十四条の四十六第一項の登録をしたとき。  
五 第二十四条の四十八第一項の規定により第二十二条の四十六第一項の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。  
六 第二十四条の四十六の規定により第二十二条の三十六第一項の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 第二十四条の四十八第一項の規定により講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。  
六 第二十三条の次に次の二章を加える。

第三章の二 指定信用情報機関

第一節 通則

法令による刑(含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。以下この章において同じ。)であること。

二 第四十一条の三十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けた場合又はこの法律に相当する外國の法の規定により当該指定を取消される場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条の三十三第一項の規定又はこの法律に相当する外國の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその

ヘ この法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外國の法令上これらと同様に取り扱われて

いる者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外國の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外國の法令上これと同様に取り扱われている者)

等業務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる。

七 その人的構成に照らして、信用情報提供等業務を適正かつ効率的に行うに足りるものとしめられるものを有すると認められる。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による指定したときは、指定信用情報機関の商号又は名

称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四十一条の十四 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称

三 及び所在地

四 役員の氏名又は商号若しくは名称

五 信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

六 添付しなければならない。

七 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

八 前条第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

九 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものと含む)

十 業務規程

十一 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書

十二 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

十三 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(指定信用情報機関の役員の兼職の制限)

第四十一条の十五 指定信用情報機関の代表者及び常務に從事する役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、貸金業者その他の内閣府令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に從事し、又は貸金業その他の内閣府令で定める事業を営んではならない。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、信用情報提供等業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(第二節 業務)

第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

(兼業の制限)

第四十一条の十八 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつけ支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところによる限りでない。

二 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

三 第四十一条の十四第一項の指定申請書に申請者が信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第四十二条第一項の指定を受けたときは、当該業務を行ふことを承認を受けたものとみなす。

四 (信用情報提供等業務の一部の委託)

二 前項の規定による委託を受けた者は、当該業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

三 前項の規定による委託を受けた者は、当該業務の一部を、内閣総理大臣で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

四 第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けたものとみなす。

五 第四十一条の二十 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

六 第四十一条の二十一 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

七 第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

八 第四十一条の二十三 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

九 第四十一条の二十四 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十 第四十一条の二十五 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十一 第四十一条の二十六 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十二 第四十一条の二十七 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十三 第四十一条の二十八 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十四 第四十一条の二十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十五 第四十一条の三十 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十六 第四十一条の三十一 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

十七 第四十一条の三十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信託を受けた信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合における監督に関する事項

三 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

二 加入貸金業者から、その保有する個人信

用情報について、資金需要者等に係る料金が能

率的な業務運営の下における適正な原価に照

らし公正妥当なものであることを内容とする

ものでなければならない。

二 加入貸金業者から貸金業者等に係るすべての個人信用情報

の提供を受けること。

一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信

用情報の提供を依頼された場合には、当該

資金需要者等に係るすべての信用情報を提

供すること。

三 第一项第五号に掲げる事項に関する業務規

程は、信用情報提供等業務に関する料金が能

率的に業務運営の下における適正な原価に照

らし公正妥当なものであることを内容とする

ものでなければならない。

二 加入貸金業者から貸金業者等に係る料金が能

率的に業務運営の下における適正な原価に照

らし公正妥当なものであることを内容とする

ものでなければならない。

三 第一项第五号に掲げる事項に関する業務規

程は、信用情報提供等業務に関する料金が能

率的に業務運営の下における適正な原価に照

らし公正妥当なものであることを内容とする

ものでなければならない。

二 加入貸金業者から貸金業者等に係る信

用情報の提供を依頼された場合には、当該

資金需要者等に係るすべての信用情報を提

供すること。



三 弁済期にある債務の弁済が信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他的事由により信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

#### 第四節 加入貸金業者

##### (個人信用情報の提供)

第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ)で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの

##### 二 契約年月日

##### 三 貸付けの金額

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下「加入指定信用情報機関」という。)に提供しなければならない。

3 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

(指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等)

第四十一条の三十六 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼(当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約(内閣府令で定めるものを除く。)を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得なければならぬ。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。)である場合は、この限りでない。

一 当該顧客に関する個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

二 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

三 第一号の個人信用情報を第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

二 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

三 第一号の個人信用情報を第四十一条の二十八第二項第二号に改め、同条に次の二項を加える。

四 内閣総理大臣は、第二十四条の三十の規定

によつて主任者登録をしようとするときは第二十四条の二十七第一項第六号に該当する事由を加え、「第二十八条第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

五 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

六 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならぬ。

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

八 第二十四条の十二第一項の規定に違反した信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

九 第四十一条の二十九第一項の規定に

書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項又は第二項

による業務及び財産に関する報告書を提出せ

ず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に

関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項

の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提

出をし、又は当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しく

ればならない。

#### (目的外使用等の禁止)

第四十一条の三十八 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、次に掲げる調査(以下「返済能力等調査」という。)以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼(第一号の資金需要者等及び第二号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)を

する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならぬ。

第四十七条の三に次の三号及び一項を加える。

五 第四十一条の十六(第四十一条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した

者から信用情報の提供を受けた者も、同様に情報を持つ、第六号又は第七号に該当する

第四十七条の三に次の三号及び一項を加えて定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した

者

六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならぬ。

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

八 第二十四条の十二第一項の規定に違反した信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

九 第四十一条の二十九第一項の規定に

書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項又は第二項

による業務及び財産に関する報告書を提出せ

ず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に

関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項

の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提

出をし、又は当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しく

に「当該主任者登録を受けた者」を加える。

第四十七条の三に後段として次のように加える。

情を知つて、第六号又は第七号に該当する

第四十七条の三に次の三号及び一項を加えて定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した

者から信用情報の提供を受けた者も、同様に

情報を持つ、第六号又は第七号に該当する

第四十七条の三に次の三号及び一項を加えて定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した

者

六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならぬ。

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

八 第二十四条の十二第一項の規定に違反した信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

九 第四十一条の二十九第一項の規定に

書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

九の三 第四十一条の二十九第一項又は第二項

による業務及び財産に関する報告書を提出せ

ず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に

関する報告書を提出した者

九の四 第四十一条の三十第一項又は第二項

の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提

出をし、又は当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しく

は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九の五 第四十二条の三十一の規定による命

令に違反した者

九の六 第四十二条の三十五の規定に違反し

た者

九の七 第四十二条の三十六第一項又は第二

項の規定に違反した者

第四十八条条に次の二項を加える。

2 第二十四条の十九第二項又は第二十四条の四十六の規定による命令に違反した場合においては、その違法行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十九条に次の二号を加える。

十 第四十二条の二十二(第四十二条の二十

四第四項において準用する場合を含む。)の規

定による記録の作成若しくは保存をせ

ず、又は虚偽の記録を作成した者

第五十条に次の二号及び二項を加える。

四 第四十二条の十八第一項の規定に違反し

て、他の業務を行つた者

五 第四十二条の二十第一項の規定に違反し

て業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をした者

六 第四十二条の三十二第一項の規定に違反

した者

2 次に掲げる違反があつた場合には、

その違反行為をした指定試験機関の役員若しくは職員若しくは指定試験機関から業務の委託を受けた者法人である場合には、

その役員又は職員又は登録講習機関(法人である場合には、その役員又は職員)

の規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十七第一項若しくは第二項

又は第二十四条の四十九第一項の規定によ

る報告若しくは資料の提出をせず、若しく

は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又

は当該職員の質問に対し答弁をせず、若

しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十四条の十八第一項の規定による許

可を受けないで、又は第二十四条の四十三

の規定による届出をしないで、試験事務又

は講習事務の全部を廃止したとき。

四 第四十二条の二十七第一項又は第四十一

条の二十八の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

五 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

六 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

七 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

八 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

九 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

一〇 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

一一 第四十二条の三十二第二項の規定による

届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は

同項の規定による通知をせず、若しくは

虚偽の通知をした者

同号の次に次の二号を加える。

五 第四十二条の十五の規定に違反して、内

閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表

者となり、若しくは常務に従事し、又は事

業を営んだとき。

六 第四十二条の二十五の規定に違反したと

き。

第五十二条の三第一項中第一号を第三号と

し、第一号を第二号とし、同項に第一号として

次の二号を加える。

一 第二十四条の四十四第一項の規定に違反

して財務諸表等を作成せず、若しくは財務

諸表等に記載すべき事項を記載せず、若し

くは虚偽の記載をし、若しくは財務諸表等

を備え置かず、又は正当な理由がないのに

同条第二項の規定による請求を拒んだと

き。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 次の各号のいづれかに該当する場

合においては、その行為をした者(その者が

法人であるときは、その取締役、執行役、会

計参与若しくはその職務を行ふべき社員、監

査役、理事、監事、代表者、業務を執行する

社員又は清算人は、十万円以下の過料に処

する。

第五十二条 第二十二条の二十四第二項、第二十

四条の二第二項、第二十四条第二項、第二十

四条の四第二項及び第二十四条第三第二項、

第二项において準用する場合を含む。)の規

定に違反したとき。

二 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

三 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

四 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

五 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

六 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

七 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

八 第四十二条の二十六の規定に違反したと

き。

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業

務取扱主任者(第二十四条の二十五第一項

の登録を受けた貸金業務取扱主任者をい

う。以下同じ。)の氏名及び登録番号

第六条第三項中「二千万円」を「五千万円」に改

める。

第十二条の三を次のように改める。

(貸金業務取扱主任者の設置)

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所

ごとに、内閣府令で定めるところにより、そ

の貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令

で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、當

該営業所又は事務所において貸金業の業務に

従事する使用人その他の従業者に対する助言

又は指導で、これらの者が貸金業に関する法

令(条例を含む。第二十条の二において同

じ。)の規定を遵守してその貸金業の業務を適

正に実施するため必要なものを行わせなけ

ればならない。

2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金

業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならぬ。

3 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

4 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならぬ。

第十二条の四の見出しを「(証明書の携帯等)」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十二条の七中「(住宅の建設若しくは購入に必要な資金住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。」を削る。

第十二条の八を第十二条の九とし、第十二条の七の次に次の二条を加える。

(利息、保証料等に係る制限等)

第十二条の八 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。)が利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関する債務者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げる債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除く。)のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

1 公租公課の支払に充てられるべきもの

2 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

3 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

3 貸金業者は、利息制限法第九条各項に規定する利息の契約であつて、その利息(同条第二項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。)

一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。)が該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となるうとする者に対し、債務履行担保措置(当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときにも同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。)を、債務履行担保措置を業として當む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者(以下「保証業者」といいう。)と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約には、当該保証業者の額を合算した額(次号イにおいて「当該貸金業者合算額」という。)が五十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約(貸付けに係る契約に限る。口において同じ。)に係る貸付け

の金額、極度方式基本契約にあつては、料とみなして前項の規定を適用する。

11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に關し受ける金銭は、礼金、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

(返済能力の調査)

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収益その他の資力、信用、借り入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となるうとする者に対し、保証料に係る契約(締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。)を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない。

9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。)を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるものであるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

10 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものと含む。)があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

11 金銭の貸借の媒介を行つた貸金業者がその媒介に關し受ける金銭は、礼金、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

一 次に掲げる金額を合算した額(次号イにおいて「当該貸金業者合算額」という。)が五

十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約(貸付けに係る契約に限る。口において同じ。)に係る貸付け

の金額、極度方式基本契約にあつては、

料とみなして前項の規定を適用する。

(返済能力の調査)

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収益その他の資力、信用、借り入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。)を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行つて際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

3 貸金業者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定による調査を行つて際し、次に記載した個人の顧客(以下この節において「個人顧客」という。)から源泉徴収票(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいいう。以下この項及び第十三条の三第三項において同じ。)その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けた場合は、この限りでなければならぬ。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでなければならない。

4 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。)を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行つて際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

約にあつては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)の合計額

二 次に掲げる金額を合算した額(次条第二項において「個人顧客合算額」という。)が百円を超える場合(前号に掲げる場合を除く。)

#### イ 当該貸金業者合算額

ロ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付

けの残高の合計額

4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に對し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)を増額する場合(当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。第十三条の次に次の三条を加える。

第六十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「個人過剰貸付契約とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約

(住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約(以下「住宅資金貸付契約等」という。)及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

#### (基準額超過極度方式基本契約に係る調査)

第十三条の三 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。)をい。

一 当該極度方式基本契約の極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)

二 当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときには、その貸付けの残高極度方式基本契約にあつては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)の合計額(住

行うに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならぬ。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるもの提出又は提供を受けなければならない。

く。)

三 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付けの残高の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)

(基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置)

第十三条の四 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは、当該極度方式基本契約の条項に基づく極度額の減額その他の当該

5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されていることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額(次に掲げる金額を合算した額をいう。)が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。)をい。

一 貸付けの利率(利息及び第十二条の八第二項に規定するみなし利息の総額(一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。)を内閣府令で定める方法によって算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を百分率で表示するもの(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。)

二 当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときには、その貸付けの残高極度方式基本契約にあつては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)の合計額(住

宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)

六号を同条第五号とする。	第十一条第一項第三号を削り、同条第十六条の二を次のように改める。
第十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。	第十六条の二を次のように改める。
(契約締結前の書面の交付)	(極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く)を締結しようとする場合に当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。
二 貸付けの金額	一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
三 貸付けの利率	二 保証期間
四 返済の方式	三 保証金額
五 返済期間及び返済回数	四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの
六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ)に関する定めがあるときは、その内容	五 保証人が主たる債務者と連帶して債務を負担するときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四条の規定の趣旨
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方に交付しなければならない。	4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の後段として次のよう
一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付に代えて、内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。
二 極度額貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額	二 第二十条第一項を次のように改める。
三 貸付けの利率	三 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書)をいう。以下の条において同じ)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

四 収支の方法	四 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の後段として次のよう
五 削除の事項	五 削除の事項
六 削除の事項	六 削除の事項
七 削除の事項	七 削除の事項
八 削除の事項	八 削除の事項
九 削除の事項	九 削除の事項
十 削除の事項	十 削除の事項
十一 削除の事項	十一 削除の事項
十二 削除の事項	十二 削除の事項
十三 削除の事項	十三 削除の事項
十四 削除の事項	十四 削除の事項
十五 削除の事項	十五 削除の事項
十六 削除の事項	十六 削除の事項
十七 削除の事項	十七 削除の事項
十八 削除の事項	十八 削除の事項
十九 削除の事項	十九 削除の事項
二十 削除の事項	二十 削除の事項
二十一 削除の事項	二十一 削除の事項
二十二 削除の事項	二十二 削除の事項
二十三 削除の事項	二十三 削除の事項
二十四 削除の事項	二十四 削除の事項

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所	一 第二十二条第一項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
二 極度額貸金業者が極度方式基本契約の相手方となろうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額	二 第二十二条第一項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
三 貸付けの利率	三 第二十二条第一項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
四 返済の方式	四 第二十二条第一項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。





2 前条第一項の主たる債務について支払すべき利息が変動利率をもつて定められた場合における利息の契約は、第一条及び前項の規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 特約上  
限利息額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法定上限  
額の二分の一の金額

3 前条第四項の規定の適用がある場合における主たる債務に係る利息の契約は、第一条及び前二項の規定にかかわらず、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 特約上  
限利息額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法定上限  
額の二分の一の金額

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第六条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第二項に後段として次のように加える。

その貸付けに關し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合

において、年百九・五パーセント(二月二十  
九日を含む一年については年百九・八パーセ  
ントとし、一日当たりについては〇・三パー  
セントとする。)を超える割合による利息の契  
約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三  
千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す  
る。その貸付けに関し、当該割合を超える割  
合による利息を受領し、又はその支払を要求  
した者も、同様とする。

第五条第七項中「第一項及び第二項」を第一  
項前段、第二項前段及び第三項前段に、「第三  
項」を「第一項後段、第二項後段及び第三項後  
段」に改める。

第八条第一項中「から第三項まで」を「又は第  
一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、  
同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次  
に次の一項を加える。

何らの名義をもつてするを問わず、また、  
いかなる方法をもつてするを問わず、第五条  
第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした  
者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下  
の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条第一項第一号中「から第三項まで」を  
若しくは第二項に改め、同項第二号中「前条  
第二項」を「前条第三項」に改め、同号を同項第  
二号とし、同項第一号の次に次の一号を加え  
る。

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以  
下の罰金

第九条第二項中「前条第一項」の下に「若しく  
は第二項」を加える。

七条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締  
りに関する法律の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第二号中「何らの」を「いかなる」  
に、「するを」を「するかを」に改める。

第四条の見出し中「金銭貸借」を「金銭貸借等」  
に改め、同条第一項中「相当する金額」の下に  
(当該貸借の期間が一年未満であるものについ  
ては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応

じ、年五パー・セントの割合を乗じて計算した金額)を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「貸借」の下に「又はその保証」を加え、「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金銭の貸借の保証の媒介を行う者は、その媒介に係る保証の保証料(保証の対価として主たる債務者が保証人に支払う金銭をいう。以下同じ。)の金額の百分の五に相当する金額(当該保証の期間が一年未満であるものについては、当該保証料の金額に、その期間の日数に応じ、年五パー・セントの割合を乗じて計算した金額)を超える手数料の契約をし、又はこれを超える手数料を受領してはならない。

第五条第二項中「年二十九・二パー・セント(二月二十九日を含む一年について)は年二十九・二八パー・セントとし、一日当たりについては○・○八パー・セントとする。」を「年二十九・二一パー・セントとする。」に改め、同条第四項から第七項までを削る。

第五条の次に次の三条を加える。

(高保証料の処罰)

第五条の二 金銭の貸付け(金銭の貸付けを行ふ者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の保証(業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を行う者が、当該保証に係る貸付けの利息と合算して当該貸付けの金額の年二十分の一百分点を超える割合となる保証料を受領をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合となる保証料を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一　「変動利率」という。)をもつて定められる場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。

一　当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第八条第二項第一号に規定する特約上限利率(以下この条及び次条において「特約上限利率」という。)の定めをなし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合　当該特約上限利率

二　前号に掲げる場合以外の場合　年十パーセント

三　第一項の保証が、元本極度額(保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)及び元本確定期日(主たる債務の元本の確定すべき期日(確定日に限る。))を同一。以下この項及び次条第三項において同じ。)の定めがある根保証(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)であつて、その主たる債務者が個人(保證の業務に関して行政機関の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。)又は法人である場合(債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合及び利息制限法第八条第五項に規定する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を貸付けの利息の割合とみなす。この場合においては、元本極度額を貸付けの金額と、元本確定期日を返済期日としてその計算をするものとする。

務者に当該定めを通知した場合	当該特約 上限利率
二 前号に掲げる場合以外の場合	年十パー セント
4 金銭の貸付けに保証を行う他の保証人があ る場合における前三項の規定の適用について は、第一項中「貸付けの利息」とあるのは、 貸付けの利息及び他の保証人が契約し、又 は受領した保証料とする。 (保証料がある場合の高金利の処罰)	
第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸 付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの 利息を増加する場合において、その保証料と 合算して年二十パー セントを超える割合とな る利息(年二十パー セントを超える割合のも のを除く。)の契約をしたときは、五年以下の 懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又は これを併科する。その貸付けに関し、当該割 合を超える割合となる利息を受領し、又はそ の支払を要求した者も、同様とする。	
2 金銭の貸付けを行う者が、保証があり、か つ、変動利率をもつて利息が定められる貸付 けを行う場合において、次の各号に掲げる場 合に応じ、当該各号に定める割合を超える割 合による利息(年二十パー セントを超える割 合のものを除く。)の契約をしたときは、五年 以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割 合を超える割合による利息を受領し、又はそ の支払を要求した者も、同様とする。	
一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者 と保証人の合意により特約上限利率の定め をし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務 者に当該定めを通知した場合 当該特約上 限利率	
二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー セント	
3 金銭の貸付けを行う者が、根保証(元本極	

度額及び元本確定期日の定めのあるものに限 る。)のある金銭の貸付けを行う場合におい て、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号 に定める割合を超える割合による利息(年二 十パー セントを超える割合のものを除く。)の 契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す る。その貸付けに関し、当該割合を超える割 合による利息を受領し、又はその支払を要求 した者も、同様とする。	
一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者 と保証人の合意により特約上限利率の定め をし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務 者に当該定めを通知した場合 当該特約上 限利率	
二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー セント	
3 (利息及び保証料の計算方法)	
第五条の四 前三条の規定の適用については、 貸付け又は保証の期間が十五日未満であると きは、これを十五日として利息又は保証料の 計算をするものとする。	
2 前三条の規定の適用については、利息を天 引きする方法による金銭の貸付けにあつて は、その交付額を元本額として利息の計算を するものとする。	
3 前三条の規定の適用については、一年分に 満たない利息を元本に組み入れる契約がある 場合においては、元利金のうち当初の元本を 超える金額を利息とみなす。	
4 前三条の規定の適用については、金銭の貸 付けを行う者がその貸付けに関し受け取る金銭 は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、 調査料その他のいかななる名義をもつてするかを 問わず、利息とみなす。貸し付けられた金銭 について支払を受領し、又は要求する者が、 その受領又は要求に関し受け取る元本以外の金 銭についても、同様とする。	
一 契約の締結又は債務の弁済の費用であつ 二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー セント	

て、次に掲げるもの イ 公租公課の支払に充てられるべきもの ロ 強制執行の費用、担保権の実行として の競売の手続の費用その他公の機関が行 う手続に関してその機関に支払うべきも の	
ハ 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の 受領又は弁済のために利用する現金自動 支払機その他の機械の利用料(政令で定 める額の範囲内のものに限る。)	
二 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交 付されたカードの再発行に係る手数料その 他の貸付けの相手方の要請により貸付けを 行う者が行う事務の費用として政令で定め るもの	
5 前項の規定は、保証を行う者がその保証に 関し受け取る金額及び保証料の支払を受領し、 又は要求する者がその受領又は要求に関し受 ける金額について準用する。この場合におい て、同項中「前二条」とあるのは「前二条」と、 「利息」とあるのは「保証料」と読み替える。 第六条中「貸付」を「貸付け」に改め、「及び」の 下に「保証料並びに」を、「貸借」の下に「及び保 証」を加える。	
第八条第一項中「何らの」を「いかなる」に、 「する」を「するかを」に、「又は第二項」を「若 しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の 三」に改め、同条第二項中「何らの」を「いかな る」に、「する」を「するかを」に改め、同条第 三項第一号中「第四条第一項」の下に「若しくは 第二項」を加え、同項第二号中「何らの」を「いか なる」に、「する」を「するかを」に改める。	
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日(以 下「施行日」という。)から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。	
一 附則第六十六条の規定 公布の日から起算して 一月を経過した日	
二 第一条及び第六条の規定並びに附則第二十 九条第二項、第三十条から第三十二条まで及 び第三十四条の規定 公布の日から起算して 一月を経過した日	
三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十 一条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行 日から起算して一年六月を超えない範囲内に おいて政令で定める日	
四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定 並びに附則第十七条から第二十八条まで、第 二十九条第三項、第三十五条、第三十八条、 第四十六条、第四十七条及び第五十二条から 第五十三条までの規定 施行日から起算して 二年六月を超えない範囲内において政令で定 める日	
五 附則第五十五条の規定(組織的な犯罪の処 罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 十一年法律第百三十六号。同条を除き以下 「組織的犯罪処罰法」という。)第十三条第二項 「組織的犯罪処罰法」という。)第十三条第二項 第四号中「(高金利受領等)」の下に「第五条 の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第 五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第 三項後段(保証料がある場合の高金利受領 等)」を加える改正規定を除く。)及び附則第五 十六条の規定 犯罪の国際化及び組織化並び に情報処理の高度化に対処するための刑法等 の一部を改正する法律(平成十八年法律第八 条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) の一部を改正する法律(平成十八年法律第八 条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り	

りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五 十八年法律第三十三号)の一部を次のように改 正する。	
附則第八項から第十六項までを削る。	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日(以 下「施行日」という。)から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。	
二 第一条及び第六条の規定並びに附則第二十 九条第二項、第三十条から第三十二条まで及 び第三十四条の規定 公布の日から起算して 一月を経過した日	
三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十 一条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行 日から起算して一年六月を超えない範囲内に おいて政令で定める日	
四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定 並びに附則第十七条から第二十八条まで、第 二十九条第三項、第三十五条、第三十八条、 第四十六条、第四十七条及び第五十二条から 第五十三条までの規定 施行日から起算して 二年六月を超えない範囲内において政令で定 める日	
五 附則第五十五条の規定(組織的な犯罪の処 罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 十一年法律第百三十六号。同条を除き以下 「組織的犯罪処罰法」という。)第十三条第二項 「組織的犯罪処罰法」という。)第十三条第二項 第四号中「(高金利受領等)」の下に「第五条 の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第 五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第 三項後段(保証料がある場合の高金利受領 等)」を加える改正規定を除く。)及び附則第五 十六条の規定 犯罪の国際化及び組織化並び に情報処理の高度化に対処するための刑法等 の一部を改正する法律(平成十八年法律第八 条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締り	



貸金業法第二十七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る認可申請書には、定款、業務規程その他の規則その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類は新貸金業法第二十七条第二項の規定により添付されたものとみなす。

3 前項の認可申請書又は同項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 第三項又は第四項の規定により刑に処せられた者は、新貸金業法の規定に違反し、刑に処せられた者とみなす。

第十二条 新貸金業法第二十六条第二項の認可を受けた貸金業協会の最初の事業年度の事業計画書、財産目録及び収支予算書については、新貸

金業法第四十一条の六中「毎事業年度経過」とあるのは「協会の設立」と、同条第一号中「前事業年度の事業概況報告書及び当該」とあるのは「協会の設立の日を含む」と、同条第二号中「前事業年度末」とあるのは「協会の設立の日」と、同条第三号中「前事業年度の収支決算書及び当該」とあるのは「協会の設立の日を含む」とする。

第十三条 この法律の施行の際現にその名称又は

商号中に、貸金業協会又は貸金業協会の協会員であると認定されるおそれのある文字を用いている者については、新貸金業法第二十五条第五項及び第三十七条第八項の規定は、施行日以後

六月間は、適用しない。

第十四条 施行日前にされた旧貸金業規制法第三十六条、第三十七条第一項又は第三十八条第一項及び第三十七条第八項の規定による処分は、それぞれ新貸金業法第二十二条第七項に規定する極度方式基本契約を除く。及び当該契約に係る保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約(同項に規定する極度方式基本契約を除く。)及び当該

第十五条 新貸金業法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約(新貸金業法第二十二条第七項に規定する極度方式基本契約を除く。)及び当該契約に係る保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約(同項に規定する極度方式基本契約を除く。)及び当該

第十六条 第三条の規定による改正後の貸金業法(以下「第三号新貸金業法」という。)第二十四条の八第一項の指定を受けようとする者は、附則

第十七条 貸金業者は、第四条の規定による改正後の貸金業法(以下「第四号新貸金業法」といいう。)から二週間に内に、当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第十八条 第四号新貸金業法第十六条の二、第十一条及び第十八条の規定は、第四号施行日以後に締結する貸付けの契約について適用し、第四号施行日前に締結した貸付けの契約について

(昭和二十一年法律第二十六号)第五十八条第七項の助教授の職にあつた者は、第三号新貸金業法第二十四条の三十八第一項の規定の適用については、准教授の職にあつた者とみなす。

第十九条 第四号施行日前に締結した第三号新貸金業法第二十条第一項第一号に掲げる契約(第三号新貸金業法第二条第七項に規定する極度方式基本契約を除く。)及び第三号新貸金業法第二十条第一項第二号に掲げる契約(当該契約に係る書類を添付しなければならない。

第二十条 第四号新貸金業法第二十四条第一項第二号の規定を適用する。

第二十一条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合については、なお從前の例による。

第二十二条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十三条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十四条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十五条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十六条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十七条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十八条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第二十九条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第三十条 第四号新貸金業法第二十四条第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について

第三十一条 第四号新貸金業法第二十四条の二

者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十二条 第五項又は第六項の規定により罰金の刑に処せられた者は、第四号新貸金業法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

第三十三条 第五項の規定は、第四号施行日以後に締結する貸付けの契約について適用し、第四号施行日前に締結した貸付けの契約について

第三十四条 第五項の規定は、第四号施行日以後に締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第三十五条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第三十六条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第三十七条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第三十八条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第三十九条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第四十条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第四十一条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第四十二条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な

第四十三条 第五項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について適用し、第四号施行日以後に貸金業者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合については、な









利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するため講すべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

#### 理由

多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成十八年十一月二十二日印刷

平成十八年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A